



地理院タイルに凡例の内容を追記し掲載

■ 無電柱化整備促進区間 (事業中路線)

No.	道路名	都市計画道路名等	事業箇所	管理者 (事業者)	区間延長 (km)	事業内容	整備時期
①	国道153号	久澄橋線	東新町5丁目～小坂町12丁目	国	2.5	単独	—
②	国道153号	久澄橋線	小坂町12丁目～小坂町4丁目	国	0.4	単独	—
④	国道248号	蒲郡岐阜線	豊栄町6丁目～豊栄町1丁目	県	1.1	単独	中期
⑤	国道301号	久澄橋線	泉町～松平志賀町	県	1.9	道路	中期
⑥	市道高橋細谷線2号線	高橋細谷線	長興寺～下市場町	市	0.8	道路	中期

■ 無電柱化整備要望区間

No.	道路名	都市計画道路名等	事業箇所	管理者 (事業者)	区間延長 (km)	事業内容
③	国道155号	国道155号線	逢妻町～保見町	国	2.5	単独

整備時期に関しては、豊田市が公表資料等を基に設定したもので、今後の社会情勢の変化や地域との調整状況により変更の可能性が有ります。  
無電柱化整備要望区間は、豊田市が考える整備が望ましい路線であり、整備に向け地域と一体となって事業熟度を高めるとともに関係機関と調整の上、必要に応じて整備の要望を行う予定の路線で、計画期間内において必ず整備の要望を行うものではありません。  
\*構想区間は、幹線道路ネットワークとしての役割が期待されるものの、具体的な路線のルートや位置等が決まっていない区間となります。  
\*計画に記載の事業は、今後の社会情勢や予算状況、事業の進捗、災害の発生や被害等により、変更となる可能性が有ります。その際は関係機関と協議の上、必要に応じて本計画の見直しを行います。  
\*計画に記載されていない事業でも、従来から懸念となっており、本市において重要と認められる事業については、国・県と緊密な連携を図りながら促進するよう努めます。